

毎日新聞は今年の参院選で新たに有権者となった 20 歳未満の男女 100 人に継続的に取材を続け、憲法改正への関心の有無を尋ねたところ、取材に応じた 98 人のうち 72 人が「ある」、26 人が「ない」と回答し、関心があるとした人が挙げる理由は 9 条関連が圧倒的に多く、改正に反対または懐疑的な声が多かったと伝えました。

今年の 8 月 10 日のNHKの世論調査によれば、全国の 18 歳、19 歳を対象にして世論調査を行ったところ、憲法 9 条の改正を「必要だ」と答えた数が 18%、「改正する必要はない」が 53% もあったと言います。この記事を読み、19 歳の孫と同じ世代の若者がどんなに憲法に関心を寄せているか、また「平和」をどれほど求めているかを知らされました。私とて、孫たちが平和に生きられることをどれだけ願っているか分かりません。



The Future Times web より

横浜港南台教会では 8 月 6 日(日)午後憲法学者木村草太氏を招き、「憲法 9 条の選択肢」と題する講演会を開催しました。

まず、国家権力の三大失敗であった①戦争→①戦争と軍隊をコントロールする ②人権侵害→②人権を保障する ③独裁→③権力は分立して、独裁は許さない へという反省を基に、憲法が制定されたことを頭に入れ、自衛隊と 9 条の捉え方を、憲法、自衛隊法、政府の憲法 9 条解釈、安保法制の閣議決定の資料を示しながら、時にはジョークも交えて、お話しされました。

国際法の原則は、国家または国家に準ずる組織に対する武力行使は違法です。抜け道として、軍事同盟(NATO等)等による威嚇による抑止力があるものの、国連は侵略国に対し、全員一致で対応する方針ですから、戦争回避が求められています。

日本の憲法 9 条は戦争放棄、戦力不保持を謳っています。けれども国民の生命等追求する権利(13 条)の行使として個別的自衛権を認め、自衛隊を合憲とする見解があります。13 条は「国民」を対象とし、その安全を保護するものであり、これは「行政」の範囲に含まれる事態です。他国の防衛、集団的自衛権については許容するものではありません。

自衛隊法によれば、その出動は(1)我が国に対する武力攻撃への防衛出動、(2)犯罪者に対する治安出動、(3)安全に対する災害出動の 3 つです。武器を伴う(1)の防衛出動は国会の承認を必要とし、シビリアン・コントロールされています。

政府は 2015 年、安保法制を改正し、自衛隊法 76 条で、わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃があり、これにより「国の存立、国民の生命を脅かされる」事態になれば、防衛出動を命ずるとなりました。他国の要請、同意が前提とされています。従って、集団的自衛権行使の危険性が生じるのです。これが憲法 9 条と自衛隊出動に関する政府の解釈です。

私たちは、国家権力の横暴、失敗に対する警戒として、憲法を持ち、掲げているのです。憲法はいわば、「張り紙」です。例えば、(車両侵入禁止)の標識があれば、直ぐに気付くように。身の安全を守るためです。いくつかの解釈、考え方があり、選択肢があるでしょう。それを選び取っていくのは私たちです。私は素直に憲法の条文を読みたいです。武力によって平和を守りうるとは、どうしても考えられません。若者もそのように感じていることが明らかにされてきました。